

ドイツ連邦議会における議会公文書の管理状況 —ドイツ連邦議会公文書館と公文書館規則を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 総合調査室 曾雌 裕一

目 次

はじめに

I ドイツにおける議会の構成

- 1 定数・任期・選挙制度
- 2 院内会派
- 3 議会公文書館

II ドイツ連邦議会公文書館

- 1 沿革
- 2 組織と人員
- 3 所蔵資料
- 4 利用

III ドイツ連邦議会公文書館規則

- 1 本文（翻訳）
- 2 解説

IV ドイツ連邦議会内のその他の部門における議会関連資料の取扱い

- 1 ドイツ連邦議会図書館
- 2 議会ドキュメンテーション部門
- 3 報道資料部門

おわりに

要 旨

- ① 諸外国には多様な公文書館が存在する。その中には議会の設置する議会公文書館も含まれている。外国の議会公文書館の例として、ドイツ連邦議会公文書館について取り上げ、その保有する公文書類の管理状況を概観する。
- ② ドイツ連邦議会公文書館の沿革、組織・人員、所蔵資料及び利用について主要なポイントを紹介する。同館は、ドイツ連邦議会図書館と同じく1949年に創設された組織で、東西ドイツ統一後14年目に当たる2004年春にボンからベルリン・ミッテ区に新設された建物に図書館等と共に移転し、連邦議会事務局の「図書館・ドキュメンテーション部」の一セクションとして、ドイツ連邦議会の議会関連文書の整理・保管・利用の任務を果たしている。利用は、原則として議員・院内会派スタッフ・事務局職員に限る。
- ③ ドイツ連邦議会公文書館について定める「ドイツ連邦議会公文書館規則」について日本語訳を試み、また各条のポイントを紹介する。同規則は、「任務及び適用範囲」、「資料の引取り」、「資料に関わる当事者の法的請求権」、「閲覧のための保護期間」などを規定している。「当事者の法的請求権」や「閲覧のための保護期間」の条項では、「ドイツ連邦公文書館法」の条文をそのまま引用した個所も複数存在する。
- ④ ドイツ連邦議会内で、連邦議会公文書館以外に議会関連資料を取り扱うセクションを紹介する。具体的には、ドイツ連邦議会図書館、議会ドキュメンテーション部門、報道資料部門の3部門について所蔵資料、利用条件などを概観する。
- ⑤ 公文書の保管と利用に関しては関心が高まっているが、国会発生情報の取扱いについては参考情報が乏しい状況である。議論を進めていく基礎として、諸外国の実例について様々な形での紹介が望まれるところである。

はじめに

我が国をはじめ、世界のいくつかの国には、公文書の保存と利用を主たる目的とした各種の公文書館が図書館とは別に存在している⁽¹⁾。また、その設置主体も、国、州、自治体といったように様々である⁽²⁾。これらの中には、行政が設けた公文書館だけではなく、議会が設置した公文書館も含まれている。しかしながら、行政機関によって設置された公文書館に比べ、議会の設置した公文書館に関する我が国への紹介はあまり行われていない⁽³⁾。比較的最近では、イギリス議会文書館及びイギリス議会図書館の概要を紹介した論稿⁽⁴⁾が出されたことが思い出されるくらいであり、その数は寥寥たるものである。

本稿では、ドイツ連邦議会公文書館の概要とその公文書館規則の紹介を主たる内容とし、併せて、同公文書館と同じ建物内にあるドイツ連邦議会図書館や報道資料部門等についても言及し、ドイツ連邦議会における議会公文書の管理状況を概観することとしたい。

I ドイツにおける議会の構成

本論に入る前に、ドイツ連邦議会公文書館や同連邦議会図書館がドイツ議会の中で組織的にどのような位置付けられているかを把握するため、必要な範囲内でのドイツ議会の構成に関する簡単な情報を最初に記述する。

ドイツにおいては、憲法に当たるドイツ連邦共和国基本法において、連邦議会（Bundestag）と連邦参議院（Bundesrat）にそれぞれ独立した1章が当てられており、これらから構成される「ドイツ議会」なるものが基本法上存在するわけではない。したがって、ドイツの議会は厳密には二院制をとっているとはいえないと考えることもできるが、実質的な面をみて、二院制に分類する文献も多く、その場合は、連邦議会が下院、連邦参議院が上院と解されるのが通例である⁽⁵⁾。

1 定数・任期・選挙制度

(1) 下院（連邦議会）

定数は598名（2015年12月現在の第18議会期については超過議席数を加えて630名。超過議席については注6を参照）。任期は4年。ただし、解散がある。選挙方法は小選挙区比例代表併用制を採用し、

* 本稿におけるインターネット資料の最終アクセス日は平成27年12月14日である。

** 文中の〔 〕は翻訳部分を含め筆者による補記であることを示している。

(1) 世界の公文書館を紹介した資料としては、小川千代子『世界の文書館』（岩田書院ブックレット 5）岩田書院、2000を参照。

(2) ドイツにおける州（バイエルン州）、市（ミュンヘン市）、国（ドイツ連邦）の各公文書館を比較解説した例として、土井崇弘・上代庸平「ドイツの公文書館の特徴について（公文書管理制度の構築に関する総合的研究）」『社会科学研究』31巻2号、2011.3、pp.116-135を参照。

(3) 先行的な研究例としては、山田敏之「国会の情報公開と欧米の議会文書館制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』319号、1999.6がある。

(4) 奈良岡聰智・上田健介「イギリス議会文書館・図書館の概要」『RESEARCH BUREAU 論究』11号、2014.12、pp.30-40。

(5) ドイツ議会制度の概略については、古賀豪「Ⅲ ドイツ」同ほか『主要国の議会制度』（調査資料2009-1-b 基本情報シリーズ⑤）国立国会図書館調査及び立法考査局、2010、pp.23-32。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166394_po_200901b.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。本章の内容もこの資料によっている。

選挙区は、小選挙区 299 区及び州単位の比例区 16 区から構成される。投票方法は 2 票制をとり、1 票を小選挙区候補者に投票、もう 1 票を州単位の政党名簿に投票する⁽⁶⁾。

(2) 上院（連邦参議院）

各州が有する表決権数だけの州政府構成員が上院議員として州政府により任命され、その表決権の総数は 69 票である。任期はない。州政府構成員でなくなったとき、議員としての地位も喪失する。前述のとおり、議員としての地位は州政府の任命によるため、選挙は行われない。

2 院内会派

(1) 下院（連邦議会）

院内会派（Fraktion）とは、同一政党に所属する議員又は同じ政治的目標を有し、いずれの州においても競争関係にない複数の政党に所属する議員で組織される団体であり、連邦議会は会派議会と言われるほど院内会派の果たす役割が大きい。後述のドイツ連邦議会公文書館利用規則の中にも、利用できる者の中に「院内会派のスタッフ（Fraktionsangestellte）」が明記されている。

(2) 上院（連邦参議院）

連邦参議院には院内会派の制度は存在しない。本会議における表決の際には、各州政府が任命した議員は、州政府の指示に基づき、表決権を一括して行使する。

3 議会公文書館

(1) 下院（連邦議会）

次章で詳述するとおり、ドイツ連邦議会公文書館⁽⁷⁾は、ドイツ連邦議会事務局（Verwaltung）「情報・ドキュメンテーション局（Abteilung I: Information und Dokumentation）」の下部組織「図書館・ドキュメンテーション部（Unterabteilung ID: Bibliothek und Dokumentation）」に属する一セクションとして存在する⁽⁸⁾。連邦議会事務局の職員数は約 2,600 名であるが、ドイツ連邦議会公文書館は、同連邦議会における網羅的な議会関連文書を 29 名の担当職員（2015 年 12 月現在）で整理・保管している。

(6) 連邦議会の基本定数 598 の半数に当たる 299 が小選挙区に、残り半数が比例代表に当てられ、小選挙区では、有権者が第 1 票として小選挙区に投票する最多数候補者がまず当選者となる。小選挙区で得た議席は、比例区の政党名簿に投票する第 2 票によって割り当てられた議席数にかかわらず有効で、小選挙区から直接選出された候補者には必ず議席が与えられる。次に、各党が第 2 票により配分される総議席数から小選挙区で選出された候補者に与えられた議席数を差し引いた議席が、政党が事前に提出する州名簿の上位者から順に割り当てられる。ただし、ある政党が、第 2 票により配分されるはずの議席を超える数の候補者を小選挙区で当選させた場合は、超過分は取り消されず、小選挙区当選者は全員当選し、その結果、総定数が当該選挙に限り臨時に増加することがある。この増加した議席が超過議席と呼ばれる。「第 18 期連邦議会選挙」ドイツ連邦共和国大使館・総領事館 HP <<http://www.japan.diplo.de/Vertretung/japan/ja/05-politik/055-politik-in-deutschland/Bundestagswahl2013.html>> 及び、同上, p.24 を参照。

(7) ドイツ連邦議会公文書館については、「議会公文書館（Das Parlamentsarchiv: das Gedächtnis des Parlaments）」ドイツ連邦議会 HP <<http://www.bundestag.de/dokumente/parlamentsarchiv>> を参照。

(8) ドイツ連邦議会事務局の組織図は次のページを参照。ドイツ連邦議会 HP <<http://www.bundestag.de/blob/189334/2eca926df6f348726a9fb8d00a053c01/orgplan-de-data.pdf>>

(2) 上院（連邦参議院）

連邦参議院にも議会公文書館に当たる部署は存在する⁽⁹⁾。ドイツ連邦参議院事務局（Sekretariat）の「中央部局（Abteilung Z：Zentralabteilung）」の一セクションとして同連邦参議院の議会文書や事務局文書をアーカイブしている⁽¹⁰⁾。ただし、連邦参議院事務局の職員数は全体でも約 200 名に過ぎず、公文書館に当たるセクションも担当者が数名規模の比較的小さな組織となっている。

次章からの記述においては、連邦参議院に比べて、より規模の大きなアーカイブ組織として機能しているドイツ連邦議会公文書館に焦点を当ててその概要を紹介することとする。

II ドイツ連邦議会公文書館

1 沿革

ドイツ連邦議会公文書館（Parlamentsarchiv）（以下、必要に応じて「連邦議会公文書館」と略す。）は、1949年9月に、ドイツ連邦共和国（西ドイツ）の当時の首都ボンで連邦議会事務局の組織が編成されるのに合わせて業務を開始したが、当初は議会資料を収集整理することが主要任務とされ、基本法や連邦法の関連文書に関する整備をもっぱら行っていた⁽¹¹⁾。その後、1958年から写真資料の整理や録音・映像資料のための作業室を持つようになり、1960年から政治家に関する記録を議会文書の中に加えることとなった。さらに1972年以降は、ドイツ連邦議会とその事務局の記録文書につき、維持保管する価値のあるものについては全ての記録に対する責任を連邦議会公文書館が負うこととなる。現在では、この記録にはデジタル媒体の記録も含まれている。

1981年にはいわゆるドイツ版「国会便覧」ともいべき Amtliches Handbuch⁽¹²⁾、1983年には各種団体とその代表者等を記載した公式登録リスト（Öffentliche Liste über die Registrierung von Verbänden und deren Vertreter）⁽¹³⁾の編纂作業も連邦議会公文書館で担当することとなった。また2006年にはドイツ連邦議会史に関するデータブック（Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages）⁽¹⁴⁾の取りまとめも同公文書館の所管となった。

ドイツ連邦議会公文書館の建物は、東西ドイツ統一後14年目に当たる2004年の春にそれまで各所に分散していた連邦議会図書館がベルリンに移転統合されるのと同時に、ベルリン・ミッテ区の国会議事堂（Reichstag）近くのシュプレー川沿いに新たに建設された3つのビル⁽¹⁵⁾の1つ、マリー・エリザベート・リューダース・ハウス（Marie-Elisabeth-Lüders-Haus）⁽¹⁶⁾に移転することとなった。

(9) ドイツ連邦参議院における公文書管理セクションについては、“Referat Z 4 - Dokumentation.” ドイツ連邦参議院 HP <<http://www.bundesrat.de/DE/bundesrat/sekretariat/z/z-node.html#doc4378154bodyText4>> を参照。

(10) ドイツ連邦参議院事務局の組織図は次のページを参照。ドイツ連邦参議院 HP <http://www.bundesrat.de/SharedDocs/downloads/DE/sekretariat/organisationsplan.pdf?__blob=publicationFile&v=10>

(11) ドイツ連邦議会公文書館の沿革については、次のものに詳しい。Brigitte Nelles, “Das Archiv des Deutschen Bundestages: Organisation und Aufgaben,” *Der Archivar*, 60 Jahrgang, Juli 2007, Heft 3, pp.201-234. また、本節では、“Geschichte.” ドイツ連邦議会 HP <<http://www.bundestag.de/dokumente/parlamentsarchiv/gesch/245218>> を参照した。

(12) Amtliches Handbuch については、“Amtliches Handbuch.” ドイツ連邦議会 HP <<http://www.bundestag.de/dokumente/parlamentsarchiv/ueberblick/amtllhdb/244916>> を参照。

(13) Öffentliche Liste über die Registrierung von Verbänden und deren Vertreter については、“Öffentliche Liste über die Registrierung von Verbänden und deren Vertretern.” ドイツ連邦議会 HP <<http://www.bundestag.de/dokumente/parlamentsarchiv/ueberblick/-/196912>> を参照。

(14) Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages については、“Datenhandbuch 1949 - 2003.” ドイツ連邦議会 HP <http://www.bundestag.de/dokumente/datenhandbuch/datenhandbuch_archiv/datenhandbuch_archiv/196998> を参照。

その後 2005 年の組織再編により連邦議会公文書館の任務はますます多様性を増し、2008 年 6 月に新しいドイツ連邦議会公文書館規則とその利用規則が定められることにより、議会の記録文書に対する連邦議会公文書館の管轄権や同文書の利用条件・手順等が大幅に整備されることとなった⁽¹⁷⁾。

2 組織と人員

I-3-(1)で触れたとおり、ドイツ連邦議会公文書館は、ドイツ連邦議会事務局の「情報・ドキュメンテーション局 (Abteilung I: Information und Dokumentation)」の下にある「図書館・ドキュメンテーション部 (Unterabteilung ID: Bibliothek und Dokumentation)」に属している⁽¹⁸⁾。この部には、①連邦議会図書館、②連邦議会公文書館、③議会ドキュメンテーション部門、④報道資料部門、の 4 部門 (①③④については後述)が存在しており⁽¹⁹⁾、各部門とも、議員、院内会派及び連邦議会事務局職員全てのために多様な情報サービスを提供する任務を負っている。ただし、連邦議会における総合的な情報伝達システムの計画・開発・運用については、同じ情報・ドキュメンテーション局に属する情報技術部がその所管部局となっている。

2008 年に現在のドイツ連邦議会公文書館規則が定められた当時の連邦議会公文書館では、専門職であるアーキビストが 3 人いて、それぞれの担当業務 (政治関係文書担当、事務局関係文書担当、音楽映像を含むデジタル資料担当)を行っていたが、連邦議会公文書館全体の人員約 30 名のうち 3 分の 2 程度は、アーキビストとしての専門的教育もライブラリアンとしての専門的教育も受けていない職員であった。また、連邦議会公文書館での中心業務は、もはや高度なアーカイブ技術を要する専門的な作業ではなくなってしまうと説明するものもあった⁽²⁰⁾。

しかしながら、同館ではここ数年、業務に関係する専門教育を受けた職員を大幅に増やすことに力を入れ、現在 (2015 年 12 月現在)では、全体の職員数は 29 人とほとんど変わらないものの、その 29 人のうち、アーキビストとしての専門教育を受けた者が 8 人 (現在は 2 名欠員)、ライブラリアンとしての専門教育を受けた者が 2 人、ドキュメンテーション (資料整備)の専門教育を受けた者が 6 人と、業務のスペシャリストが飛躍的に増加している。さらには、絵や写真の専門教育を受けた者と音響・ビデオ録画の専門教育を受けた者の 2 人も業務に従事して、多様なメディアに対応できる体制を取っている⁽²¹⁾。

3 所蔵資料

ドイツ連邦議会公文書館の所蔵資料⁽²²⁾は次のようなものである⁽²³⁾。

(15) 2004 年に新設された 3 つのビルとは、ドイツ連邦議会の各委員会と議員たちが活動する「パウル・レーベ・ハウス (Paul-Löbe-Haus)」、ドイツ連邦議会公文書館や連邦議会図書館が入る「マリー・エリザベート・リュエダース・ハウス」、院内会派やそのスタッフたちのために提供されている「ヤーコブ・カーザー・ハウス (Jakob-Kaiser-Haus)」のことである。ドイツ連邦議会が広報用小冊子として作成している *Deutscher Bundestag, Fakten: Der Bundestag auf einen Blick*, 2014, pp.44-49. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/40410000.pdf>> を参照。

(16) 建物名に名を冠しているマリー・エリザベート・リュエダース (Marie Elisabeth Lüders, 1878-1966) は、ドイツで最も重要な社会活動家で女性運動推進の指導的な立場にあった自由主義の政治家として知られている。 *ibid.*, p.46.

(17) 2008 年より前は、III-2-(1)で後述するとおり、記録文書の連邦議会公文書館への引渡しに関する手続や資料公開に当たっての保護期間等の法的整備はほとんどなされていなかった。

(18) ドイツ連邦議会公文書館の組織と人員については、Nelles, *op.cit.*(11), pp.233-234 参照。

(19) ドイツ連邦議会事務局の組織図は、前掲注(8)を参照。

(20) Nelles, *op.cit.*(11), p.234.

(21) ドイツ連邦議会公文書館の担当官である Angela Ullmann 氏からの直接の聞き取り調査による。

(1) 歴史的文書

下記の制憲議会の記録を除き、基本的にはドイツ連邦共和国（西ドイツ）が生まれた1949年以降の文書を所蔵する⁽²⁴⁾。

- ・基本法起草に当たった制憲議会（Parlamentarischer Rat）の記録（1948-1949年）
- ・ドイツ連邦議会（本会議、委員会（ただし両院協議会は除く。））の文書及び関連資料
- ・ドイツ連邦議会事務局の文書
- ・本会議、委員会及び特別な催事における討議の録音・映像資料
- ・議会に関連した出来事の画像・写真資料
- ・ドイツ連邦議会のウェブ掲載資料

(2) ドキュメント資料

- ・連邦法令公報（略称：BGBl）第I部及び第II部で公示された全ての法規⁽²⁵⁾に関する法律資料
- ・議決されていない法案に関する資料及びその他の連邦議会文書（動議、報告等）に関する資料

(3) 検索用ツールおよびデータ集

- ・ドイツ連邦議会の国会便覧（Amtliches Handbuch）
- ・各種団体の公式登録リスト
- ・ドイツ連邦議会史に関するデータブック
- ・ドイツ連邦議会の歴代議員に関する集計データ資料

なお、所蔵資料に関しては、他の法規との関係で、特に次の2点に留意する必要がある。

①委員会及び調査委員会の会議録や連邦議会公文書館において整理・製本された法律の制定に関する文書については、ドイツ連邦議会議事規則⁽²⁶⁾第73条第3項による委員会会議録の取扱いに関する指針が適用される（ドイツ連邦議会公文書館規則第5条第3項及び第6項）。この指針は「原則として当該法律公布後でかつ当該被選期終了後ならば、正当な利益を有する限り誰でも閲覧することができる」という内容である⁽²⁷⁾。したがって、この条件を満たさない場合はこれらの資料は原則として非公開となる。

22) ドイツ連邦議会公文書館の所蔵資料については、“Parlamentsarchiv Überblick.”ドイツ連邦議会 HP <<https://www.bundestag.de/archiv>> を参照。

23) ドイツ連邦議会公文書館における所蔵資料の分類リストは、Deutscher Bundestag, “Übersicht über die Bestände, Dokumentationen und Sammlungen,” 2014.2.3. <<http://www.bundestag.de/blob/189722/c20a6d3b74b83e991de6554803ef1c79/bestaendeuebersicht-data.pdf>> で見る事ができる。

24) 1949年以降のものであっても、旧東ドイツの議会関連文書（人民議会関係文書等）は所蔵しない。これらの文書の多くは、ドイツ連邦公文書館（Bundesarchiv）で所蔵する。ドイツ連邦公文書館 HP <<http://www.bundesarchiv.de/benutzung/zeitbezug/ddr/index.html.de>> を参照。

25) 連邦法令公法第I部には、法律（Gesetz）、重要な法規命令（Rechtsverordnung）、告示（Bekanntmachung）、法的拘束力を持つ連邦憲法裁判所（Bundesverfassungsgericht）の判決、その他の国内法規類、連邦議会及び連邦参議院の通知等、同第II部には、条約（Vertrag）や予算に関する法令、国際協定に関する告示等が掲載される。「ドイツ連邦共和国・法令」『リサーチナビ』国立国会図書館 HP <<http://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/Germany.php>> を参照。

26) 「ドイツ連邦議会議事規則（Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages）」の日本語訳は、吉田栄司「ドイツ連邦議会議事規則 邦訳（一）」『関西大学法学論集』42(5), 1992.12, pp.1285-1311; 同「ドイツ連邦議会議事規則 邦訳（二）」『関西大学法学論集』42(6), 1993.2, pp.1688-1711; 同「ドイツ連邦議会議事規則 邦訳（三）」『関西大学法学論集』43(3), 1993.10, pp.1188-1213 参照。

27) 山田 前掲注(3), p.7.

②連邦の記録資料の保護及び利用に関する法律（連邦公文書館法）⁽²⁸⁾第2条第2項には「立法機関は、自らの権限において、記録の引取依頼を〔連邦文書館に〕申し出るか否か、かつ〔連邦文書館に〕引渡しを行うべきか否かを決定する」と規定されており、連邦議会は所有する公文書を連邦文書館に移管するか否かの決定権を有している。しかし、現在まで連邦議会は本条を適用せず、自らの公文書館（ドイツ連邦議会公文書館）で当該公文書を保存することを選択している⁽²⁹⁾。

4 利用

ドイツ連邦議会公文書館の利用条件については、後述する「ドイツ連邦議会公文書館規則（Archivordnung für den Deutschen Bundestag）」⁽³⁰⁾の付則（Anlage）としての7条からなる利用規則「ドイツ連邦議会公文書館利用規則（Benutzungsordnung für das Parlamentsarchiv）」⁽³¹⁾により詳細に規定されている。ここではその内容に沿いつつ、基本的な利用条件のみ簡単に紹介する。

(1) 利用できる者

・次に掲げる者が公的な目的で利用する場合

①ドイツ連邦議会の議員⁽³²⁾及び議員と共に業務を行う者

②院内会派のスタッフ

③ドイツ連邦議会事務局の職員

・利用することに正当な利益があると認められる全ての者

(2) 利用申込み

連邦議会公文書館の利用に当たっては、事前に連邦議会公文書館所定の様式による申込用紙で申込みを行う必要があることや、利用に際しては資料から発生する個人に関わる諸権利や著作権等に対して注意を払わなければならないこと等、他の類似機関でも留意すべき一般的注意事項がまず定められている。ここで特に注意すべきは、資料の利用が認められない場合であり、次のような場合がそれに当たる。また、これ以外に、利用に当たって特別の条件が課される場合もある。

①資料を非公開とする保護期間が満了しておらず、かつ保護期間の短縮が不可能な場合

②ドイツ連邦共和国又は州の利益が損なわれると想定される理由がある場合

③秘密保持に関する法規に服する記録資料である場合

⁽²⁸⁾ 「連邦の記録資料の保護及び利用に関する法律（連邦公文書館法）（Gesetz über die Sicherung und Nutzung von Archivgut des Bundes vom 6. Januar 1988）」の日本語訳は、児玉嘉之ほか（翻訳担当）「1988年1月6日の連邦の記録資料の保護および利用に関する法律（連邦公文書館法）」『外国の立法』No.160, 1989.3, pp.49-60 参照。

⁽²⁹⁾ 山田 前掲注(3), p.7で記述された1999年当時における状況と現在も変わらない（Ullmann氏からの聞き取り調査による）。また、ドイツ連邦公文書館のHPにも、ドイツ連邦議会関係文書についての記述は、所蔵資料としても所管業務としても掲載されていない。

⁽³⁰⁾ 「ドイツ連邦公文書館規則」の原文は、Deutscher Bundestag, “Archivordnung für den Deutschen Bundestag,” 2008. 6.27. <<https://www.bundestag.de/blob/190272/4aeb08bc16eded370e056211a3a841d6/archivordnung-data.pdf>> を参照。

⁽³¹⁾ ドイツ連邦公文書館利用規則の原文は、Deutscher Bundestag, “Benutzungsordnung für das Parlamentsarchiv: Anlage zur Archivordnung für den Deutschen Bundestag,” 27. Juni 2008. <<https://www.bundestag.de/blob/190274/a6421f4764256e93615f5eab9846e71b/benutzungsordnung-data.pdf>> を参照。

⁽³²⁾ ドイツ連邦議会公文書館は、あくまで連邦議会関係者に対してサービスを行うことが最優先の任務であるため、同じドイツ議会であっても連邦参議院の議員やそのスタッフ、事務局職員については利用できる者の中に具体的には明記されていない。しかし「利用することに正当な利益があると認められる者」として実際には利用することができる（Ullmann氏からの聞き取り調査による）。

- ④保護すべき当事者又は第三者の利益により保護期間の短縮が妨げられる場合
- ⑤利用に当たって過度の管理負担が発生する場合
- ⑥記録資料の整理・保存状態が損なわれるおそれのある場合
- ⑦整理作業がまだ行われていない記録資料又は整理作業途中の文書である場合

(3) 利用の方法

原則として、いかなる利用者に対しても、資料の利用は、連邦議会公文書館の開館時間内に閲覧室内でのみ許される。資料の貸出しは行わない。ただし、ドイツ連邦議会の委員会及び連邦議会事務局の一部局が、公的な目的で、自ら又は法律的に権限の継続しているその前（旧）機関が作成した記録資料を閲覧のために借り出すことは可能である。貸し出された資料は必ず連邦議会公文書館に返却しなければならない。

複製物、マイクロフィルム及びその他の製品が利用可能の場合には、当該文書のオリジナル資料は利用することができない。また、連邦議会公文書館は、利用中の検索ツールや記録資料の返却をいつでも求める権限を持っている。

III ドイツ連邦議会公文書館規則

前章に記述したとおり、ドイツ連邦議会公文書館について規定する主たる規則には、「ドイツ連邦議会公文書館規則」と、その付則としての「ドイツ連邦議会公文書館利用規則」とがある。前章においては連邦議会公文書館について沿革・組織・所蔵資料・利用等の実際的な面を紹介したが、本章では、連邦議会公文書館の基本的な法的根拠・位置付けを示すために、前者の連邦議会公文書館規則につき、その全文の日本語訳⁽³³⁾を掲載した後、次節で主要な条項についての若干のコンメンタール的な解説を付すこととする。

1 本文（翻訳）

ドイツ連邦議会公文書館規則（仮訳）

ドイツ連邦議会の長老評議会は、2008年6月26日、内部事務に関する長老評議会委員会の勧告に基づき、次のとおりドイツ連邦議会公文書館規則を決議した。

第1条 任務及び適用範囲

- (1) ドイツ連邦議会は、連邦議会公文書館を維持管理する。
- (2) 連邦議会公文書館は、議会、委員会及び事務局のために奉仕することを最優先とする。連邦議会公文書館は、公の文書館として、調査研究のための典拠並びに国及び国民の法的利益を保護する。
- (3) 連邦議会公文書館は、ドイツ連邦議会、委員会及び事務局の記録を保管する権限を有する。
- (4) 文書の保存管理には、議会及び事務局において発生した、記録（Unterlagen）として保存する価

⁽³³⁾ 本稿執筆者による仮訳。

値のある記録の取得、登録、評価、索引作成及び利用提供を含む。ただし、議員及び院内会派の記録は除く。連邦議会公文書館は、専門のアーキビストによる評価に基づき、記録が永続的な価値を有するものであるかどうかを決定する。

(5) この連邦議会公文書館規則において意味する記録とは、ドイツ連邦議会事務局共通職務規程（AD-BTV）第42条に掲げられた全ての情報源のことであり、ネットワークに基づくリソース（イントラネット、インターネットその他のウェブ・プロジェクト等）も含まれる。また、保存する価値のある記録についての索引作成及び利用のために必要な補助ツール（ダイレクトリー、カード・インデックス、登録簿及びデジタル・システムに関する資料整備用書類等）も資料保存のために価値のあるものとみなす。

第2条 引取りの申し入れ

(1) 現在の職務のためには必要としない全ての記録及び媒体は、連邦議会公文書館へ引取り〔依頼〕の申出がなされる。デジタル記録については、当該記録が任務の遂行のためにまだ必要とされ、かつアップデートが続いている場合であっても、保存管理を行うことができる。

(2) 個人情報を含む記録も、連邦議会公文書館に引取り〔依頼〕の申出及び引渡しが行なわれる。連邦議会公文書館は、引渡しを受けた時点から、引渡しを行った機関と同様に、当事者の守られるべき利益に配慮しなければならない。

(3) 引取り〔依頼〕の申出及び引渡しの手続は、ドイツ連邦議会事務局共通職務規程（AD-BTV）への付加規定として個別の方針により定められる。

第3条 当事者の法的請求権

(1) 本人に関係のある、個人に関する記載事項を廃棄するための当事者の法的請求権は、この規則によって影響を受けない。

(2) 記録資料（Archivgut）が個人の名前によって検索可能となっている場合に限り、申請に基づき当事者に対し記録資料の中に含まれている当事者個人に関するデータについての情報が提供されなければならない。連邦議会公文書館は、情報の提供に代えて、書類の閲覧を認めることができる。

(3) 個人に関する記載事項が間違っていることが確認された場合には、このことは記録の中に書き留められ、又は別の方法で記入されていなければならない。当事者が個人に関する記載事項の正確性を否認する場合には、同人に対し、対抗記述の機会が認められなければならない。連邦議会公文書館は、対抗記述を記録に添付することを義務付けられる。対抗記述は、当事者の相続人が正当な利害関係のあることを主張する場合には、当該相続人もこれを請求することができる。

(4) 申請人が「当事者」としての法的地位を有しているか否か、及び法的地位を有している程度についての問題は、連邦議会公文書館がその都度ケース・バイ・ケースで調査を行わなければならない。

第4条 利用

連邦議会公文書館の利用は利用規則により規律される。これは付則としてこの連邦議会公文書館規則に付加される。第5条第1項はこれによって影響を受けない。

第5条 記録資料及び文書における閲覧のための保護期間

(1) 引渡機関は、いつでも、〔連邦議会公文書館に〕引き渡された記録を引き出して閲覧すること

ができる。

(2) ドイツ連邦議会本会議の会議録及びその関連議会文書又は公聴会議事録等、作成の時点で公表が予定されていた記録については、保護期間は適用しない。

(3) 委員会及び調査委員会の会議録及びその関連議会文書の利用については、「ドイツ連邦議会議事規則第 73 条第 3 項による委員会会議録の取扱いのための指針」の規定が適用される。

(4) ドイツ連邦議会議務局の記録は、当該記録が発生後 30 年未満でかつ 2006 年 1 月 2 日以降に連邦議会公文書館に引き渡された場合に限り、その時点で有効な連邦の情報へのアクセスを規律する法律（情報自由法（IFG））の規定に服する。当該記録を複製する費用は、情報手数料規則（IFGGebV）により算定される。

(5) 第 3 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項までに掲げられていないその他の記録については、その発生後 30 年の保護期間が適用される。機密文書については、ドイツ連邦議会秘密保持規則が適用される。長老評議会及びその委員会は、書類の閲覧に関する独自の決議をその都度決議することができる。

(6) 連邦議会公文書館において整理・製本された法律の制定に関する文書の利用については、「ドイツ連邦議会議事規則第 73 条第 3 項による委員会会議録の取扱いに関する指針」が適用される。ただし、それに添付された個人に関する記録については、第 7 項に掲げられた保護期間が適用される。

(7) 自然人に係るある記録資料は、第 4 項の適用範囲に属さない場合に限り、当事者の死後 30 年を経過して初めて第三者に利用されることが許される。死亡年が確かめられないか又は過度な経費をかけなければ確かめられない場合には、保護期間は当事者の生後 110 年を経過したときに終了する。

(8) 租税に関する秘密（租税通則法第 30 条）、社会的データに関する秘密（社会法典第 1 編第 35 条）又は個人情報に関するその他の秘密保持に関する法規に服する記録資料は、より長い保護期間が別に定められている場合を除き、その発生後 60 年を経過して利用のために公開される。

(9) 保護期間の短縮は、申請に基づき行うことができる。

(10) 次の場合は、保護期間を短縮することはできない。

— ドイツ連邦共和国又はその 1 つの州の利益が損なわれると想定される理由がある場合

— 保護すべき第三者の利益が短縮を妨げると想定される理由がある場合

— 刑法典第 203 条第 1 項から第 3 項まで又は秘密保持に関する連邦の他の法律による秘密保持義務に違反することとなる場合

(11) 第 7 項に掲げられた記録のための保護期間は、当事者の承諾がある場合には、短縮することができる。当事者の承諾がない場合であっても、これらの記録のための保護期間は、当該記録の利用が、学術的な研究の計画のため又は正当な利益を代表するために不可欠であり、かつその利益が主として他の人又は機関のためのものであり、保護されるべき利益の侵害が適切な措置、特に匿名化された複製の呈示によって排除され得るときには短縮することができる。現代史上の人物及び職務の執行時における公職者については、当該記録のための保護期間は、保護されるべき当事者の利益が適切に顧慮される場合には、短縮することができる。

第 6 条 実施細則

ドイツ連邦議会公文書館規則及び利用規則は、適切な実施細則によりさらに詳細に規定することができ、その規定は、当事者たる機関や個人の集団に拘束力を有する。この実施細則はドイツ連邦議

会事務局長により公示される。

第7条 効力の発生

ドイツ連邦議会公文書館規則は、ドイツ連邦議会議長の署名により効力を発する。本規則は1976年8月27日の議会公文書館のための利用規則（公文書館規則）に置き換わるものであり、すでに現在ある資料群に対しても効力を有する。

ベルリン 2008年6月27日

ドイツ連邦議会議長

2 解説

(1) 制定経過

1949年に創設されたドイツ連邦議会公文書館が初めて公文書館規則を備えたのは1976年のことであり、2008年に新たな規則が定められるまでこれが変更されることはなかった⁽³⁴⁾。しかし、この最初の公文書館規則は早くから構造上の欠点が指摘されていた。というのも11条からなる全ての条項が資料の利用に関係したことだけを規定していたため、事実上、利用規則として運用されていたのが実態だったからである。連邦議会公文書館に対して資料の引取依頼を申し出る規定も引渡しに関する規定も全く定められていなかった。そのため、データや個人の法的利益の保護といった新しい規律事項や著作権、連邦情報自由法などをも顧慮した新しい公文書館規則の制定を望む機運が生まれてきた。もう一方では、新しい情報テクノロジーや媒体、デジタル映像資料等に対する新しい提供サービスをも包含した法的枠組みが必要となってきたことも情勢の変化として考えられる。

そこで、2005年のドイツ連邦議会事務局のための基本的な法的基盤の再編作業に続いて、同年に組織された連邦議会公文書館内の作業グループが半年の間に新しい公文書館規則の草案を提示した。この草案には、資料の引取依頼の申出、閲覧のための保護期間（資料を非公開とする期間）、資料利用及び経費についての規定も盛り込まれた。しかし、この時点では内部的な合意形成についてはまだ見通しが立たず、検討作業は2年以上にわたることとなる。

この調整の過程、特に連邦議会公文書館が組織的に所属する「図書館・ドキュメンテーション部」やドイツ連邦議会の顧問弁護士等との緊密な検討作業の中で、アーキビストらによる専門的見地からの意見が強く盛り込まれた草案は、当初案から様々な変更が加えられ、極めて質の高いものに変容していった。最終的に、新しい公文書館規則は、その付則として「利用規則」が公文書館規則を補う形で付加されることにより、全体が整備されることとなった。

この最終案は、2008年6月20日に、内部事務に関する長老評議会委員会が新規則として妥当なものと判断して長老評議会（Ältestenrat）⁽³⁵⁾にその旨勧告を行い、同年6月26日に同評議会が新ドイ

⁽³⁴⁾ ドイツ連邦議会公文書館規則の制定経過については、次の資料に詳しい。Angela Ullmann, “Der Deutsche Bundestag hat eine neue Archivordnung,” *Der Archivar*, 62 Jahrgang, Juli 2009, Heft 3, pp.260-264. 本節の記述もこの資料を参考とした。

⁽³⁵⁾ 長老評議会は、議事運営に関する事項を決定する機関である。長老評議会は、議長、副議長及び会派勢力に比例して各会派が指名する議員計23名で構成され、これに連邦政府構成員が1名加わる。連邦議会の年間活動計画の作成や委員長ポストの配分、議院予算の作成その他議院運営について協議する。古賀 前掲注(5), p.26を参照。

ツ連邦議会公文書館規則として決議したものである。翌 27 日には、ドイツ連邦議会議長の署名により全条項の効力が発生した。

(2) 各条文について

2008 年のドイツ連邦議会公文書館規則の制定に先立ち、1988 年 1 月には、主にドイツ連邦共和国の連邦の機関の公文書等を収集・整理し利用に供する連邦公文書館 (Bundesarchiv) についての「連邦の記録資料の保護及び利用に関する法律」(Gesetz über die Sicherung und Nutzung von Archivgut des Bundes vom 6. Januar 1988)、いわゆる「連邦公文書館法」(Bundesarchivgesetz: BArchG) がすでに制定されていた。この法律には国の機関からの公文書等の受入れなどについての規定も存在していたので、連邦議会公文書館規則が同じ趣旨を定める条項についてこの法律を参照し、必要に応じて引用を行ったのは当然のことでもある。その点にも注意して各条⁽³⁶⁾に言及する。

(i) 第 1 条

第 2 項により、ドイツ連邦議会公文書館が、記録文書の保有者である連邦議会に対して最優先の任務を負っていることが示される。ただし、あくまで「最優先」ということであって利用することに利益のあるその他の者まで排除しているわけではない。第 5 項では、本規則で用いる「記録 (Unterlagen)」⁽³⁷⁾の定義が行われている。この「記録」には、一般的な形態の文書類のほか、ネットワークに基づくリソース (イントラネット、インターネットその他のウェブ・プロジェクト等) をも含むとした点が重要である。

また、第 4 項で「連邦議会公文書館は、専門のアーキビストによる評価に基づき、文書が永続的な価値を有するものであるかどうかを決定する」と専門家の評価の必要性について明記したのは、連邦議会公文書館による評価の決定について、①連邦議会内の他の機関からもその評価について賛同を得られるようにするため、②館外の専門家から、連邦議会公文書館に評価の能力がないと指摘されるようなことがないようにするため、の 2 つの観点を考慮したものである。

(ii) 第 2 条

第 2 条では、連邦議会公文書館にどのような記録が引き渡されるかを規定する。連邦公文書館法で同趣旨の内容を定める第 2 条と同じく、基本的に「現在の職務のためにははや必要としない」との表現を用いて規定するが、例えば「職務に使用しなくなって何年後」というような引渡し期限の具体的な設定までは行っていない。

(iii) 第 3 条

第 3 条は、個人のデータについての当事者の権利を定めるものであるが、第 1 項から第 3 項までは、連邦公文書館法第 4 条の規定をそのまま引用したものである。データに誤りがある場合はそれが抹消されることはないが、対抗記述が保障されている⁽³⁸⁾。

なお、第 4 項では、「当事者」としての法的地位の有無等の判断に関する規定が置かれているが、連邦公文書館法においてはこれに当たる規定はない。

⁽³⁶⁾ ドイツ連邦議会公文書館規則の各条文の解説は、Ullmann, *op.cit.*(34), pp.261-262 に詳しい。

⁽³⁷⁾ 日本語の用語法でも、公文書館の保存の対象というだけでも、「文書」、「公文書」、「資料」、「記録」等、様々な概念が出てくるが、その事情はドイツ語の場合も同様で、本稿においては、次の資料におけるドイツ語の日本語翻訳用語例を参照した。上代庸平「ドイツ連邦州における公文書館法の特徴」『社会科学研究』31 巻 2 号, 2011.3, pp.16-17.

⁽³⁸⁾ 児玉ほか (翻訳担当) 前掲注(28), p.54.

(iv) 第4条

連邦議会公文書館の利用に関する条項である。同館を利用するための具体的な条件・手順は、別にドイツ連邦議会公文書館利用規則によって規定されており、同時にこの利用規則はドイツ連邦議会公文書館規則の付則という位置付けとなっている。このことが本条で定められている。なお、利用の条件・手順等についてはⅡ-4で主要な点を紹介したが、その利用条件にかかわらず、第5条第1項により「引渡機関は、いつでも、[連邦議会公文書館に] 引き渡された記録を引き出して閲覧することができる」ことに注意を要する。

(v) 第5条

第5条は、記録資料の内容により異なる保護期間を詳細に定めたものである。このうち、自然人に関係のある記録資料（第7項）、保護期間が短縮できない場合（第10項）、自然人に関係のある記録資料について、当事者の承諾がある場合・ない場合の保護期間の短縮（第11項）の各条項の規定は、いずれも連邦公文書館法第5条からの引用である。第11項において「保護されるべき利益の侵害が適切な措置、特に匿名化された複製の呈示によって排除され得るときには（保護期間は）短縮されることができる」とあるが、「匿名化」を巡っては、連邦公文書館法の制定過程において激しい論争があった⁽³⁹⁾。すなわち、当時の連邦公文書館法の政府原案では、秘密保持規定又は個人のプライバシーに触れるために通常では公開できない記録を早期に公開可能とするための手段として「匿名化」が提案されたのであるが、「匿名化」の具体的な定義が曖昧であったため、マスコミや野党から激しい非難を浴びたのである。そのため、政府原案にあった「匿名化」の文言は全て削除され、ただ、複写物の「匿名化」によって保護期間を短縮するケースだけが新たに加えられたという経緯であった。

また、Ⅱ-3-(3)でも記述したとおり、第3項及び第6項には、委員会及び調査委員会の会議録や議会公文書館において整理・製本された法律の制定に関する文書について、ドイツ連邦議会議事規則第73条第3項による委員会会議録の取扱いに関する指針が適用されることが規定されている。原則として当該文書は、当該法律公布後でかつ当該被選期終了後ならば、正当な利益を有する限り誰でも閲覧することができる、という趣旨であるが、この条件を満たさない期間の利用（原則非公開）を、本規則では保護期間の種類で規定している。

Ⅳ ドイツ連邦議会内のその他の部門における議会関連資料の取扱い

Ⅱ-2で記述したとおり、ドイツ連邦議会公文書館の属する議会事務局の「図書館・ドキュメンテーション部」には、同館のほかに、連邦議会図書館、議会ドキュメンテーション部門、報道資料部門、の3部門が存在して、それぞれの業務に応じた情報提供サービスを行っている。本章では、これら3部門における議会関連資料の取扱いについても簡単に言及し、同部全体の情報提供サービス体制を紹介することとする。

1 ドイツ連邦議会図書館

(1) 沿革と建物

ドイツ連邦議会図書館⁽⁴⁰⁾は、ドイツ連邦議会公文書館と同じく、1949年に当時の首都ボンに創

⁽³⁹⁾ 同上, pp.55-56.

設されて以来約 50 年間、ポンの地で主としてドイツ連邦議会議員を対象に文献と情報の提供を行ってきたが、所蔵書の保管場所は 8 か所に分散されていた。連邦議会公文書館の沿革でも記述したとおり、連邦議会図書館は、東西ドイツ統一後 14 年目の 2004 年の春に各所に分散していた図書館が統一されることとなり、ベルリン・ミッテ区の国会議事堂近くのシュプレー川沿いに新たに建設されたマリー・エリザベート・リューダース・ハウスに移転することとなった⁽⁴¹⁾。

それ以来、連邦議会図書館はこの地で業務を続けているが、同図書館はこの新しい建物内の 5 層からなる円筒型の部屋 (Rotunde) に入っている。回廊に囲まれた閲覧室には約 2 万冊の文献 (大部分は事典辞書類とコンメンタール・解説書類) と 50 以上の読書席が用意されており、さらにその下層階にある雑誌閲覧室では 8,000 冊以上の定期刊行物が提供されている。円筒型の部屋の入口フロアには資料の受渡し・返却場所やインフォメーション・センターが配置されていて、利用者への利用案内や検索援助はこの階で行われる。この階にはパソコン検索席が 20 席以上あり、全ての席でインターネット／イントラネットへの接続や件名・人名カタログの利用が可能である。また、綿密に設計された書籍出納システムにより、あらゆる文献は広さ約 8,000 平方メートルの地下各階の書庫から請求後 30 分以内で出納されるようになっている⁽⁴²⁾。

(2) 組織・人員

前述のとおり、ドイツ連邦議会図書館は、連邦議会公文書館と同じく、議会事務局の「情報・ドキュメンテーション局」の下にある「図書館・ドキュメンテーション部」に属している。図書館内はさらに 4 部門に分かれており、具体的には、2つの収集セクションとインデックス・ドキュメンテーション・セクション、情報・レファレンスサービス・セクションの 4 つからなっている⁽⁴³⁾。

第 1 の収集セクションでは、法的な寄託又は特別な提供の取決めにより受け入れた資料を所管する。具体的には、ドイツ国内外の議会関連資料 (連邦公文書館で所管する資料は除く)、官報及び国際機関資料等がある。第 2 の収集セクションでは、購入や数多くの諸団体・諸機関等からの入手資料を取り扱う。

インデックス・ドキュメンテーション・セクションでは、目録上単一の著作として出版されていないモノグラフ資料や文献についての索引作成を担当する。またシソーラスや典拠ファイルの維持も業務の大きな部分を占めている。このセクションの高度な専門的キャリアを有する職員は、所蔵コレクションの蔵書構築や件名目録の編成のほか、特に連邦議会が行う予備調査委員会 (Enquete-Kommissionen)⁽⁴⁴⁾の作業をサポートする。もう 1 つの重要な業務は、件名によって分類されるインターネット・リンク集の作成・維持である。

(40) ドイツ連邦議会図書館の概要については、ドイツ連邦議会の HP における「議会図書館 (Bibliothek)」の紹介のページを参照。“Die Bibliothek stellt sich vor.” ドイツ連邦議会 HP <<https://www.bundestag.de/dokumente/bibliothek/selbst/selbst/196958>>

(41) ドイツ連邦議会図書館の沿革と建物については、“Unterbringung.” ドイツ連邦議会 HP <<https://www.bundestag.de/dokumente/bibliothek/selbst/unterbringung/244986>> を参照。また、ドイツ文化センター (Goethe Institut) 「国会議員をサポート—ドイツ連邦議会図書館」<<http://www.goethe.de/ins/jp/ja/lp/kul/mag/bib/6452418.html>> にも記述がある。

(42) ドイツ文化センター 同上参照。

(43) ドイツ連邦議会図書館の組織・人員については、“Organisation und Personal.” ドイツ連邦議会 HP <<https://www.bundestag.de/dokumente/bibliothek/selbst/orgpers/244978>> を参照。

(44) 予備調査委員会とは、国政上の重要・広範な問題について決定を行うための事前の調査を行う委員会のことをいう。ドイツ連邦議会連邦参議院事務局編 (工藤政行訳) 『対訳独日仏英・議会用語辞典』国政情報センター出版局, 2000, p.15 (原書名: Sekretariat des Bundesrates, *Parlamentarische Terminologie*, 1981.)

情報・レファレンスサービス・セクションは、情報サービスと利用者支援が任務であるが、特に、情報・資料検索、複雑な調査依頼への対応、特定件名に基づく資料リストの作成、トピックに適した資料の特定や利用のための準備、外部データベースの検索、他の図書館からの資料入手（図書館間貸出し）等の業務を行う。また、このセクションの職員は、毎週の図書館見学ツアーの実施やトレーニング・セミナーの提供も行うほか、新たな出版物やテーマに応じた図書の常設展示も担当する。

連邦議会図書館に勤務する職員は80名以上で、その3分の1以上はパートタイム職員である。高度な業務には総合大学卒の職員が当たり、その次に高度な業務には単科大学卒の職員、中間的なレベルの業務には、まずはメディア・情報関係の専門学校卒の職員が対応する。また、図書館の職員の中には、ライブラリアンではなく、連邦議会での製本の専門家や倉庫管理のアシスタントもいる。

(3) 所蔵資料

1949年の図書館開設時に約1,000冊であった蔵書数は、現在では140万冊以上になっている。それに加えて、連邦議会事務局や委員会が保有するレファレンス・コレクションも多数管理している。図書館では年間約1万5,000冊の新しい資料を受け入れるほか、電子的な形態で提供しているものも多い。図書館開館以来、1,000以上の雑誌から政治・議会関係の雑誌記事索引を作成しており、約80万件の項目の1割以上は電子媒体で記事のフルテキスト・データにリンクしている⁽⁴⁵⁾。

図書館が収集するのは、主として政治、行政、法律、経済、社会学及び現代史の分野の文献であるが、その他の専門分野の出版物についても、できるだけ広範囲の情報を議会関係者に提供することができるよう補完的な収集を行っている。

収集は購入によるだけでなく、ドイツや外国の議会関連資料等、法律の定める寄託、出版物の交換又は寄託図書館としての受入れにより入手するものもあり、ドイツにおける公的出版物の最大のコレクションの1つともなっている。外国の議会関連資料には、約60か国の法令公報、議会資料、統計資料その他の公的出版物が含まれ、特にヨーロッパ諸国とアメリカの資料に重点が置かれている。また、200以上の国際機関（政府組織・非政府組織）の出版物も整理・分類して保管されている。

その他の特記事項としては、高等教育分野の出版物や、いわゆる「灰色文献」と呼ばれる多数の出版物を当初から収集していることである。「灰色文献」とは一般の商業流通ルートに乗らない準公式・非公式資料のことを指し、政党、政治団体、労働組合、教会、各種協会・連合会、市民団体、専門研究機関、学術団体、シンクタンク等の出版物がそれに当たる。連邦議会図書館は、現在、こうした資料をドイツ内外約2,500機関から受け入れている。

(4) 利用

ドイツ連邦議会図書館の全ての機能を利用できるのは、連邦議会の現議員、院内会派スタッフ及び連邦議会事務局職員で、イントラネットの利用ができない等の制限はあるものの、連邦議会の元議員、EU議会におけるドイツの現・元議員、ベルリンに所在する連邦や州の機関の職員、外交官、ドイツ連邦議会の許可を得たジャーナリストも利用ができる。さらには、連邦議会警察が建物への入館を認める場合は、これらの個人や機関でなくとも、利用することに正当な利益があると認められる者であれば図書館の利用が可能である。また、原則として一般人には非公開であるが、学者・研究者については図書館利用の特別許可を申請することにより、閲覧室で資料（印刷物に限る）の

(45) ドイツ連邦議会図書館の所蔵資料については、“Bestände.” ドイツ連邦議会 HP <<https://www.bundestag.de/dokumente/bibliothek/selbst/bestaende/244976>> を参照。

閲覧を行うことができる⁽⁴⁶⁾。

資料の貸出しを希望する場合は、図書館で発行する図書館カードを取得する必要がある。貸出期間は図書が4週間、製本済み雑誌が2週間であり、他に新たな利用希望者がいなければ期間の延長も可能である。また、図書館が期間の例外を認めたり運用が変更されたりする場合もある。利用頻度の高い資料や緊急に必要な資料については期間の短縮もあり得る。

レファレンス・ツール（参考図書類）、未製本の雑誌又はルーズ・リーフ形式の資料、1900年より前に出版された資料、特に貴重な資料、については閲覧室でのみ利用可能で、館外貸出しはできない。

なお、電子図書館についても蔵書は着実に増加しており、連邦議会イントラネットを通して、政治関連資料のフルテキスト・データに直接アクセスすることができるほか、一般の利用も可能なインターネットポータルではドイツ連邦議会図書館のオンライン蔵書カタログを閲覧することができ、これには同館で所蔵する全ての資料が掲載されている⁽⁴⁷⁾。

2 議会ドキュメンテーション部門

議会ドキュメンテーション部門（Parlamentsdokumentation）⁽⁴⁸⁾の主要な任務は、「議会関係資料整備・情報システム（Dokumentations- und Informationssystem für Parlamentarische Vorgänge: DIP）」⁽⁴⁹⁾を提供することである。

DIPとは、連邦議会及び連邦参議院の広範囲な議会関係資料を人名及び事項名で検索することができる包括的なシステムのことで、現在、DIPには2つの異なったシステムが稼働している。1つは第8議会期から第15議会期（1976-2005年）を対象とするものであり、もう1つは第16議会期（2005年）以降の全ての資料を対象とするものである。

このシステムでは、議事録（討議、法案、動議、質問、報告その他）のほかに議員や政府関係者が行った議会内での活動の検索も可能であり、検索結果は本会議議事録等のフルテキスト・データに直接リンクされている。

3 報道資料部門

報道資料部門（Pressedokumentation）⁽⁵⁰⁾の主たる任務は、ドイツ連邦議会、その所属機関及び議員の活動に対するマスコミの反応や、一般的な政治・経済・文化面での出来事について、それらの情報を収集整理して提供することであり、具体的には次のような業務を行っている。

①国内約22の刊行物をモニターして、日々の主要トピックに関する情報を毎日午前8時にドイツ連邦議会のイントラネットで提供する（これを「プレス・レビュー」と呼んでいる）。

②約50のドイツ国内外の新聞や雑誌から毎日インデックスを取った記事を、電子資料として、ド

(46) ドイツ連邦参議院の議員や議員スタッフ、事務局職員については利用規則に明記されていないが、ドイツ連邦議会公文書館の利用の場合と同様、利用することに正当な利益が認められる者として図書館の利用は可能である。

(47) ドイツ連邦議会図書館のオンライン蔵書カタログは、次のページから検索することができる。“Bibliothekskatalog.” ドイツ連邦議会 HP <[https://opac.bundestag.de/aDISWeb/app?service=direct/0/Home/\\$DirectLink&sp=Slocalhost%3A4103](https://opac.bundestag.de/aDISWeb/app?service=direct/0/Home/$DirectLink&sp=Slocalhost%3A4103)>

(48) ドイツ連邦議会事務局の議会ドキュメンテーション部門については、“Die Parlamentsdokumentation.” ドイツ連邦議会 HP <<https://www.bundestag.de/parlamentsdokumentation>>を参照。

(49) DIPシステムについては、“Willkommen in DIP.” ドイツ連邦議会 HP <<http://dipbt.bundestag.de/dip21.web/bt>>を参照。

(50) ドイツ連邦議会事務局の報道資料部門については、“Willkommen in DIP.” ドイツ連邦議会 HP <<https://www.bundestag.de/presse/pressedokumentation>>を参照。

イツ連邦議会の議員・職員向けにイントラネット上で提供する。

③いくつかの新聞を選択し新聞記録資料として製本バインド又はマイクロフィルムの形態で維持管理する。

④報道資料に関する情報提供や調査サービスを、過去の紙ベースの新聞切り抜きや最新の電子記録に加え、外部のメディア情報サービスも利用して提供する。

この報道資料部門では、2500万件以上の記事とドイツでも有数の風刺画コレクションを有している⁽⁵¹⁾が、資料は一般には非公開であり、報道資料部門（イントラネットに掲載された電子媒体資料を含む）を自由に利用できるのは、ドイツ連邦議会の議員とそのスタッフ、院内会派のスタッフ及び事務局職員に限られる。ただし、限定的な利用（イントラネット以外の古い新聞記録の利用等）は、元議員、EU議会の現・元議員、連邦・州・地方機関・裁判所（公的な目的に限る）、外交官、ドイツ連邦議会の許可を得たジャーナリスト（公的な目的に限る）、大学の研究者（学問的な目的に限る）、その他利用することに正当な利益があると認められる個人や機関についても可能であり、ドイツ連邦参議院の議員・職員についても、連邦議会公文書館や図書館と同様、この報道資料部門を利用することができる。

おわりに

本稿では、議会における公文書保管の1つの例として、「ドイツ連邦議会公文書館」とその関連規則及び関連機関の概要を紹介した。公文書の保存と利用に関しては、日本においても関心が高まっているところであるが、議会関連文書等の国会発生情報の取扱いに関する各国の事例紹介はまだまだ少なく、したがって、実情に関する理解も進んでいないように思われる。本稿が、その欠落を少しでも補い、問題を考える際の一助になれば幸いである。

（そし ひろかず）

(51) ドイツ文化センター 前掲注(39)参照。